

## イギリスにおける宗教団体の自律性

——財務管理面を中心として——

富澤輝男

(国際武道大学)

### 一 序

二 イギリスにおける宗教団体に対するチャリティ法による規制の概要

三 一九九三年のチャリティ法の改正による新たな規制

四 宗教チャリティ財務上の自主規制

五 結語

### 一 序

イギリスでは、一九九三年のチャリティ法の改正を契機として、SORP ('Accounting by Charities: The Statement of Recommended Practice') すなわち、「推奨される実務に関する声明」という一種の会計基準がチャリティ委員会から提示された。その理由は、各チャリティの年次報告書や年次会計報告書の内容がまちまちで、チャリティ委員会が望んでいるような報告書の内容になっていないからであった。

これは、イギリスの宗教チャリティを含むチャリティ団体にとっては、「SORRPの衝撃」という形で受けとめられ、一部のチャリティ団体からは、チャリティ委員会による行き過ぎた干渉ではないかとの批判がわきあがった。そして、一部のチャリティ団体の中には、これに対抗する意味で、自ら、自己基準を策定する動きがみられる。これらの動きを中心として、イギリスにおける宗教チャリティ（宗教目的の公益団体）の自律性の問題にせまってみたいと考えている。

## 二 イギリスにおける宗教団体に対するチャリティ法による規制の概要

### (1) チャリティ法に基づく登録制

イギリスにおいては、わが国のような宗教法人法は存在せず、いわば公益団体に相当するチャリティ法によつて、宗教団体は規制されている。宗教団体として、一部の例外（登録除外宗教チャリティの存在など）を除き、特別扱いされることなく、宗教目的以外の公益団体（救貧、教育振興など）と同列に、規制されている。宗教団体による宗教活動については、チャリティ法に基づく登録なしに、行うことも可能であるが、非公認の宗教団体であるとして、国民の信用も得られにくく、また、税制上の各種特権も得られないことになる。そこで、大半の宗教団体は、チャリティ法のもとで、宗教チャリティとして活動している。

チャリティ法のもとで、宗教チャリティとなるためには、チャリティ委員会に登録する必要がある。登録に際しては、審査があり、公益目的の団体としての活動実績、世間の評価などを基準にして判断されるようである。最近では、とくに、新宗教運動と総称されるカルト団体の登録の是非に関して、問題がもちあがっている。

登録の利点としては、①所得税・法人税の減免、②資本利得税・相続税・贈与税の免除、③非居住用資産レートの減免、④特定項目についての付加価値税の減免、⑤委員会から団体の管理運営についての助言・援助が得られること、⑥非公益団体と比べて公衆や地方政府などから資金を得やすいこと、があげられる。

逆に、登録による活動制限としては、①政治活動の禁止、②継続的な商業活動の制限、③チャリティの管理運営者が役職につき団体から報酬を得ることの制限、④チャリティ法上のその他の制限(情報公開の義務付けなど)、がある。

(2) 一九九二年および一九九三年のチャリティ法の改正による規制強化

チャリティの自律性とは逆行するが、あまりにもチャリティ法上の義務を守らないチャリティが多いため、一九九二年と一九九三年の法改正により、チャリティに対して、かなりの規制強化がなされた。①年次活動報告書などの書類未提出団体への制裁規定の新設、②すべての登録団体による年次活動報告書および年次会計報告書の提出の義務化、③会計監査の段階的導入、④公衆の要求に応じるための年次活動報告書および年次会計報告書の提供・開示の義務付け、⑤チャリティ委員会のチャリティに対する濫用防止権限の強化、ならびに⑥チャリティ委員会による会計基準の推奨(SORP)の提示、がそれである。このうち一九九三年の法改正による規制強化の内容については、三において、詳しく述べる。

(3) チャリティの政治活動に対する制限

宗教団体の政治活動に対する規制については、政教分離の原則のとらえ方に関連して、日本では論争のあるところ

ろである。イギリスでは、宗教団体であるかどうかを問わず、すべてのチャリティ法上の公益団体（チャリティ）は、原則として、政治活動を禁止されている。しかしながら、公益団体による社会的活動と政治的活動の重複がみられ、その活動の限界、すなわち許容される政治活動の範囲が問題となってくる。この問題に対応するために、チャリティ委員会は、「チャリティの政治活動についてのガイドライン」を公表し、政治活動を行うにあたっての手引きを提示した。このガイドラインは、裁判所のチャリティの政治活動に関する判例の集積により確立された原則などをとりまとめたものである。宗教団体もチャリティすなわち公益団体であるかぎり、このガイドラインに服さなければならぬ。一九九五年の新ガイドラインの要旨は以下のものである。

基本指針としては、①その政治活動がチャリティ団体の明示する目的を推進するか、または、それに付随するものであること、②その政治活動がチャリティ団体の受託者の権限の範囲内のものであること、③政治活動のために費やされる財源がチャリティ団体の本来の目的のために費やされる財源を上回ることなく、明示された公益目的を推進し、構成員の利益となることが合理的に期待されること、④その政治活動が合理的かつ十分に根拠のある見解に基づいたもので、なおかつ、政治活動の方法が合理的なものであること、ならびに⑤このガイドラインに合致すること、があげられている。

具体的に、許容されない政治活動として、新ガイドラインは、①政党政治的示威行動への参加、②特定政党の支持、③特定政党のキャンペーンの支持・不支持を訴える資料を公衆に提供すること、④特定の政党または政府に対する支持・不支持を訴える資料の公刊、⑤特定の政党もしくは候補者に投票するよう、または、しないよう公衆を説得しようとする事、ならびに⑥政党政治目的で使用されることが明らかな調査研究を行うこと、をあげている。それに対して、許容される政治活動としては、①チャリティ団体の目的の推進に役立つと合理的に判断される政

策の主唱、ただし、団体の見解は、政党の政策から独立したものであること、②選挙に際して、チャリテイ団体がその目的等にかかわる政党の提案を分析し、意見を述べること、ならびに③選挙の立候補予定者に対してチャリテイ団体の目的等とかかわる争点について注意を喚起すること、があげられている。

(4)登録除外チャリテイとしての宗教団体の自律性

チャリテイ委員会としては、すべてのチャリテイの登録が望ましいと考えているが、現実には、その管轄外の「登録免除チャリテイ」やさまざまな理由から登録の除外対象となつている「登録除外チャリテイ」が存在している。登録免除チャリテイについては、チャリテイ委員会からの規制の対象外(チャリテイ法の対象外)となるが、別の法のもとで規制されるわけで、無規制というわけではない。それに対して、登録除外チャリテイの方は、①小規模チャリテイであること、②個別的な命令規則により登録除外とされていること、という理由から、登録除外とされているわけで、実質的に無規制となる。とくに、後者には、伝統的な宗教団体だけが該当しているため、登録されている宗教団体の中には、不公平感をもつものもある。

前記①の小規模チャリテイとは、年収入1000ポンド以下で、永続的基本財産を持たないか、または土地の占有・使用がない団体をさし、②の個別的な命令規則により登録が除外される宗教団体には、イングランド教会、ウェールズ教会、メソジスト教会、フレンド宗教会、ならびに統一改革教会などがある。これらの宗教団体は、「伝統的宗教団体の自律性の尊重」の観点から、登録除外チャリテイとされているようである。

三 一九九三年のチャリテイ法の改正による新たな規制

(1) 序説

一九九二年のチャリテイ法の改正は、チャリテイの会計報告書および活動報告書の手順に急激な変化を生み出した。それは、チャリテイを監視するために必要不可欠なものであり、また、チャリテイの計算書の質を改善し、一定の基準に基づいた情報をチャリテイ・コミッションナーに提供するための制度を確立することを意図していた。

これらの変化は、一九九三年のチャリテイ法の改正によりさらに強化されてきており、一九九五年のチャリテイ(計算書および活動報告書)規則 (the Charities (Accounts and Reports) Regulations 1995) により、「新方式」と称する方式が実施されることになり、一九九六年の三月一日から発効した。

一九九三年の法改正による新方式に基づく主な変更点は、以下のようである。

(a)原則として、チャリテイは、会計記録を残すだけではなく、コミッションナーに、年次計算書、年次活動報告書および年次会計説明書を提出しなければならない。

(b)原則として、チャリテイの計算書は、独立調査人、あるいは一定の状況のもとでは、登録されている会計監査人による外部からの綿密な調査に服する。

(c)チャリテイは、一九九五年一〇月に、チャリテイ・コミッションナーにより刊行され、かつ、政府の会計基準委員会の公式の認可を受けた「チャリテイによる会計報告書・推奨される実務に関する声明」(SORP)に基づいて、自らの計算書を作成すべきであること。

(d)チャリテイの受託者は、公衆による情報公開の要求に答えうるチャリテイの計算書の写しを作成すること。

(2)新方式における段階制

この新しい会計報告書および活動報告書に関する方式は、財政的に小規模のチャリティにとっては、不必要な重荷になるという指摘が常々なされてきた。年間収入25万ポンドのチャリティにとつて妥当なものが、年間収入1万ポンドのチャリティには妥当とは限らない。そこで、新方式は、チャリティの財政規模に応じて、段階的にその取り扱いを変えている。チャリティの財政規模とは、その総収入または総支出により決定される。「総収入」とは、「特定目的信託 (special trust) を含むすべての財源からのチャリティにより記録された収入」と一九九五年規則の第九七条で定義されている。「総支出」については、とくに、定義はされていない。

一九九四年の規制撤廃および契約による制定法適用排除法の第二八、二九および三〇条は、総収入または総支出が、1万ポンドを超えないチャリティに適用される「負担の軽い方式 (light touch regime)」を生み出すべく、一九九三年法を改正した。その「負担の軽い方式」とは、以下のものである。

(a) 計算書は、簡単な収入高と支払高ベースでよい。  
(b) 計算書は、独立調査または会計監査を受けなくてもよい。(チャリティの管理運営規則で、それが明示の要件とされている場合を除く)。

(c) チャリティ委員会のガイドラインに従った簡単な年次活動報告書が要求される。

(d) S O R P の基準に従った計算書および活動報告書は、要求があつたときのみ、チャリティ委員会へ送付する必要がある。

(e) 簡単な年次説明書が要求される。

「負担の軽い方式」に該当しないチャリティにとつては、計算書の方式がチャリティその年の総収入によつて左

右されてしまうことになる。まず、その総収入が1万ポンド以上でかつ10万ポンドを超えないチャリティは、その年の資産および債務の明細書と簡単な年次活動報告書を添付した収支ベースの計算書を用意すればよい。つぎに10万ポンドおよびそれ以上の総収入のあったチャリティは、利子付ベースの計算書を用意しなければならず、「制定法上の完全な方式 (full statutory regime)」を要求される。以前、2万5千ポンドであった基準が、一九五五年の一九九三年チャリティ法(総額の変更)命令により、10万ポンドに引き上げられた。

一九九五年の一九九三年チャリティ法(総額の変更)命令によつて改正された一九九三年チャリティ法の第四三条は、年間の総収支が25万ポンドを超えたチャリティの計算書について、会社の計算書を監査する資格をもった監査人による監査に服するように要求している。また、チャリティの年間の総収支が25万ポンド未満のときは、当該チャリティの受託者は、チャリティの管理運営規則が完全な監査を要求していない限り、登録された監査人による監査ではなく、独立調査人による計算書の調査の選択権を有する。

なお、第四三条は、公益会社(公益目的の保証有限会社)には適用されない。この公益会社の法的形態をとる宗教団体は、かなり多い。公益会社の監査要件については、一九九四年の一九八五年会社法(監査免除)規則に、規定されている。それによると、公益会社の場合、計算書が用意されている年の総収入が9万ポンドを超えず、また、その年の貸借対照表の総額が140万ポンドを超えないときは、監査の免除を要求できることになっている。

(3)新方式における会計記録

一九九三年法の第四一条は、チャリティの受託者に対して、会計記録が日々のチャリティの財務処理を記録すべく保存するように要求している。

会計記録は、つぎの要件をみたさなければならない。

- (a) チャリティによる取引のすべてを明示し、かつ説明すること。
- (b) その時のチャリティ財政状況を、いつでも、合理的な正確さで公開すること。
- (c) 一日単位の収支の全額を記載し、資産および債務の記録を含めること。
- (d) 一九九三年法によつて要求されている会計の説明書が制定法上の要件に服すること。
- (e) この会計記録は六年間保存しなければならない。

この第四一条は、公益会社には適用されないが、公益会社は、一九八五年の会社法の第二二条により、一九九三年法第四一条と同一の会計記録の保存を要求されている。

#### (4) 新方式における年次会計説明書

一九九三年法の第四二条(三)は、関連した年の総収入が10万ポンドを超えないチャリティの受託者に、簡単な収支計算書か、資産・債務説明書のいずれを用意すればよいかの選択権を認めている。また、当該年の総収入が10万ポンドを超えるチャリティの受託者は、一九九五年のチャリティ(計算書および報告書)規則に従った書式・内容の年次会計説明書の用意を要求される。年次会計説明書の内容に関する要件は以下のようである。

- (a) 説明書の中で、全体の収入の財源を示すこと。財源の運用、全体の財源の動向を含むこと。
- (b) 収入財源につき、寄贈者からの財源、投資からの財源、取引活動からの財源、ならびにその他の財源を区別して記載すること。取引活動からの収入は、チャリティの目的の促進のための取引活動と商業的あるいは基金募集目的のための取引活動に区別して記載すべきである。

(c) 支出は、チャリティの目的に直接関係する支出、基金募集および広告に関する支出、ならびにチャリティの管理運営にかかわる支出に区別して記載されるべきである。

(d) 説明書は、公開および非公開の収入基金と資本基金を区別して記載すべきである。さらに、これらの区別は、貸借対照表においてもなされるべきである。

(e) 説明書および貸借対照表は、チャリティの真実かつ公正な概要を示していることが要求される。特殊な事情のもとで、真実かつ公正な概要が制定法上の要件にかなうように記載されなかった場合は、受託者は前述の規則に従わなくてもよいが、計算書の注の中で、その事情について説明しなければならぬ。

(5) 新方式における監査または独立調査

一九九三年法の第四三条は、チャリティの年次計算書につき、監査人または独立調査人による調査を要求している。ただし、つぎの種類のチャリティについては、この要件から除外される。

(a) 公益会社、しかしながら、一九八五年の会社法の監査要件に服することになる。

(b) 登録免除チャリティ。

(c) 永続的基本財産を持たないか、土地の使用または占有がないか、あるいは関係年の収入が1000ポンドを超えないチャリティで、任意の登録制の対象となっているチャリティ。

(d) 当該の計算書に関係する年の総収入が1万ポンドを超えないチャリティ。

チャリティの年間の総収入または総支出が25万ポンドを超えたときは、その計算書は一九八五年の会社法の第25条に基づき会社の監査人としての有資格者(すなわち、登録された監査人)による監査に服さなければならない。

チャリティの総収入または総支出が1万ポンドを超えるが、25万ポンドを超えないときは、受託者の監査についての裁量権を認め、受託者は独立調査人による計算書の調査を選択できる。独立調査人については、一九九三年法の第四三条(三)で定義されているが、それによると、当該の計算書につき十分な調査を遂行するだけの必要な能力と実務経験を有すると、受託者により合理的理由から信頼されている独立人である。独立調査人は、必ずしも、専門の会計士を意味せず、銀行または住宅金融共済組合のマネージャー、廃業した会計士、あるいは地方政府の会計係でもかまわない。チャリティ・コミッショナーは、受託者に対して、独立調査人の選任につき指導をなしうるし、また、調査の遂行に関して指図を与える権限を有する。

#### 四 宗教チャリティの財務上の自主規制

SORPは、近年増えているさまざまな容認できないようなレベルの「チャリティの会計報告実務」の減少に多大な貢献をしている。しかしながら、SORPの公刊後も、依然として、重要な問題点が存在している。

それは、SORPは、「推奨される会計実務に関する声明」にすぎず、チャリティは、その推奨に法的に拘束されるものではないということである。チャリティの会計報告は、十分な説明が伴っていれば、SORPにそつたものでなくともよい。会計報告に関するチャリティの自主規制は、比較的最低限度レベルに設定されている場合が多く、それゆえ、チャリティが前述の煩わしい「会計報告に関する規制」に従おうとせず、無視するときは、このセクターにおける自主規制については、「確固としたプロセス」が要求されよう。

イギリスでは、チャリティ・セクター内部の団体(例えば、国民ボランティア団体理事長会、チャリティ財政担当

理事会、およびチャリティ基金募集マネージャー協会など)による会計基準に関する自主規制の動きがみられる。これは外部からの規制ではなく、内部からの自主規制の方が、登録チャリティに対する公衆の信頼を増す結果につながるかと判断されているからであろう。しかし、前述のように、「最低限度の自主規制」では問題外であり、チャリティ・コミッショナーひいては公衆が納得するレベルの自主規制の内容でなければならぬことはいままでもない。

## 五 結語

宗教団体の自律性の問題を財務管理面から考察してきたわけであるが、イギリスでは、宗教団体をチャリティとしてとらえ、他の公益団体と法的に区別していないので、チャリティ一般の解説のようになってしまった。しかし、宗教チャリティには、「宗教の自由」という特有の問題があるので、財務管理面の規制についても、他のチャリティと同一に扱うことが妥当かどうかの疑念は残る。この点、イギリスにおける宗教チャリティの面接調査によれば、限られた数という問題点はあるものの、大多数の宗教チャリティはチャリティ法による規制を当然としてとらえ、SORPについては、多少の批判はみられたものの、チャリティ法による規制が「宗教団体の自律性」を害するということ意識は持っていないように思われた。

〔主要参考文献〕

Cairns, E.: *Charities: Law and Practice*, 1997.

Claricoat, J. & Pillips, H. : Charity Law A to Z, 1995.

Hind, A. : The governance and Management of Charities, 1995.

Middleton, F. & Lloyd, S. : The Charities Act Handbook, 1996.

Phillips, A. : Charitable Status : A Practical Handbook, 1994.

Picarda, H. : The Law and Practice relating to Charities, 1995.

Quint, F. : Running a Charity, 1994.